

番 号	26請願第 6 号 (厚生委員会付託)
受理年月日	平成26年 9 月 1 日
件 名	三鷹市内在住の私立小・中学校に通う生徒・児童の保護者に対する教育費助成等について
提 出 者	練馬区在住 私学助成小中学校協議会 代表 菊地 重守 ほか 22,509人
紹 介 議 員	宍戸 治重
要 旨	
〔請願項目〕 1 三鷹市内在住の私立小・中学校に通う生徒・児童の保護者に対する教育費について、国や東京都から助成していただけますよう御支援ください。 1 地域との連携し、市民への貢献を目的とした私立学校の諸活動に対して御支援ください。 日本国憲法は「義務教育はこれを無償とする」と定めており、公立小・中学校の教育費は国や東京都など地方自治体が負担しています。 三鷹市では、全国に先駆けて、私立小・中学校に就学させている市内在住の保護者に対して、毎年、教育費の助成がなされてきました。しかし、2006年、市内の私立学校に対して実施されていた施設設備補助が廃止、2012年には私立小・中学校に就学させている市内在住の保護者に対する教育費助成金も廃止されました。 私立小・中学校に就学させている保護者も同じ税金を納めている市民でありながら、無償ではなく相応の学費を負担しています。公私格差を少しでも縮めるためにも、三鷹市から国や東京都への働きかけをお願いします。 保護者や生徒が私立学校を選ぶのは、その教育理念を求めていることにほかならず、公立で事足りるにもかかわらず、私立学校を選んでいるのではないことを御理解ください。必ずしも家庭の裕福さが私立学校を選ばせているのではないのです。 また私立学校はさまざまな活動を通じて地域ともつながり、市民への貢献にも力を入れています。三鷹市における私立学校の地域活動を御理解いただき、活動に対する御助言を賜り、充実した活動に発展できるよう御尽力いただけますようお願いいたします。	

ます。

私学は公教育そのものです。教育基本法第8条において「国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と規定するのも、そのためです。

以上の趣旨から、私たちは三鷹市に対して、上記項目について請願申し上げます。